

岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱

平成25年3月28日決裁
改正 平成26年6月20日決裁
改正 平成30年3月31日決裁
改正 令和 3年7月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、薬科大学及び女子短期大学（以下「市立大学」という。）における学術及び教育研究の奨励、充実及び強化を図るため、奨学寄附金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学寄附金 市立大学における学術及び教育研究の奨励、充実及び強化を図るための寄附金で、次に掲げる経費に充てることを目的に受入れを決定したものをいう。

ア 学術研究に要する経費

イ 図書、機械、器具、標本等の購入に要する経費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(2) 奨学寄附金交付金 市が受け入れた奨学寄附金を原資として、市立大学に交付する支出金をいう。

(3) 教員 学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに特別任用教員をいう。

(奨学寄附金の受入制限)

第3条 市長は、奨学寄附金の申込みの際に次に掲げる条件が付されている場合は、これを受け入れないものとする。

(1) 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。

(2) 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。

(3) 奨学寄附金による研究の成果を寄附者に報告（簡易と認められるものを除く。）すること。

(4) 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。

(5) 寄附申込後、寄附者の意思により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に教育研究上支障があると認める条件

(奨学寄附金の申込み)

第4条 奨学寄附金の寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、市立大学の学長（以下「学長」という。）を経由して、奨学寄附金申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 学長は、奨学寄附金申込書を受理したときは、意見を添えてこれを市長に報告するものとする。

(受入れの決定)

第5条 市長は、学長からの報告があったときは、審査を行い、奨学寄附金の受入れの可否を決定するものとする。

2 市長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者に対し、奨学寄附金受入承諾書（様式第2号）を交付するとともに、学長に対し、奨学寄附金受入決定通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 市長は、奨学寄附金を受け入れないことを決定したときは、寄附申込者に対し、その旨通知するものとする。

（施設管理経費）

第6条 市長は、奨学寄附金受入額の5パーセントに相当する額を奨学寄附金から施設管理経費として徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設管理経費を徴収しないことができる。

(1) 公益法人、独立行政法人、株式会社その他の法人（以下「法人等」という。）からの奨学寄附金であって、当該法人等が施設管理経費の免除を申し出たとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めたとき。

（交付の申請）

第7条 学長は、奨学寄附金交付金の交付を受けようとするときは、奨学寄附金交付金交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により学長から申請があったときは、奨学寄附金の納入を確認した後、当該学長に対し奨学寄附金交付金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 学長は、前項の規定により決定のあった金額の変更を受けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合の手続については、前条及び前項の規定を準用する。

（奨学寄附金交付金の交付及び保管）

第9条 市長は、予算の範囲内において、奨学寄附金受入額から第6条第1項に規定する施設管理経費を差し引いた額を限度として奨学寄附金交付金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付された奨学寄附金交付金は、これを歳入歳出外現金として保管しなければならない。

（交付の条件）

第10条 学長は、奨学寄附金交付金をその原資となる奨学寄附金の目的に従って、使用しなければならない。

2 学長は、奨学寄附金交付金により取得した備品については、直ちにその所有権を市へ帰属させるものとし、当該備品の管理については、岐阜市物品管理規則（平成24年岐阜市規則第14号）により取り扱うものとする。

（受払簿の整備、受払状況等の報告）

第11条 学長は、交付された奨学寄附金交付金について、奨学寄附金交付金（研究者別）受払簿（様式第6号）に記載するとともに、翌年度の5月末日までに奨学寄附金交付金の使途、受払状況等を市長に報告するものとする。

2 学長は、奨学寄附金交付金の対象となった事業の終了時において、当該交付を受けた奨学寄附金交付金の全部又は一部を使用しなかった場合は、第8条第2項の規定により減額の変更の承認を受けた上で、これを返還しなければならない。

(教員に対する助成金等の取扱い)

第12条 市立大学の教員が次の各号のいずれかに該当する助成金、寄附金等（以下「助成金等」という。）を受ける場合は、当該教員又は当該助成金等の助成をする者は、当該助成金等を奨学寄附金として岐阜市へ寄附するものとする。

- (1) 当該教員の職務上の教育研究を助成しようとするもの
- (2) 当該助成金等をもって本学の施設、設備等を使用した教育研究を実施するための経費に充てようとするもの

(奨学寄附金交付金の経理)

第13条 奨学寄附金交付金の経理は、市立大学が所管するものとする。

(公募型助成金等の移換え)

第14条 教員は、他の研究機関（科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条第1項各号に規定する機関をいう。以下同じ。）へ転出し、引き続き公募型助成金等（法人等への公募により獲得した助成金及び当該助成金で購入した備品をいう。以下同じ。）の目的を達成するため公募型助成金等に移し換えようとするときは、公募型助成金等移換申請書（様式第7号。以下「移換申請書」という。）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、移換申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、移換えを適当と認め、かつ、他の研究機関の長の同意が得られた場合に限り、これを承認するものとする。この場合において、市長は、公募型助成金等移換承認通知書（様式第8号）により当該教員に通知するものとする。

(公募型助成金等の他の研究機関からの譲受け)

第15条 他の研究機関を退職し、本市に採用された教員が使用することを目的として当該研究機関が受け入れた公募型助成金等を、当該教員が使用する旨の条件を付して当該研究機関から譲り受けた場合は、使用目的の設定された寄附があったものとみなす。

- 2 前項の規定により譲り受けた公募型助成金等のうち、備品については、第10条第2項の規定に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行し、改正後の岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱第11条第2項の規定は、令和3年度分の奨学寄附金交付金から適用する。

奨学寄附金申込書

（あて先）岐 阜 市 長

寄附者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、法人の名称及び代表者の職・氏名）

大学における学術及び教育研究を奨励するため、下記のとおり寄附をします。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的及び条件

目 的

条 件

3 研究担当者（講座・研究室 職 氏名）

4 寄附予定時期

年 月 日頃

5 その他（事務連絡先等）

※研究室主任及び研究担当者は、下記の欄に押印のこと。

研究室主任	研究担当者

様

岐阜市長

奨学寄附金受入承諾書

貴社益々ご発展のこととお慶び申し上げます。

このたびは、奨学寄附金のお申出をいただき誠にありがとうございます。

さて、年 月 日付けでお申出をいただきましたこのことにつきまして、ありがたくお受けし、本市の教育研究のために活用させていただきます。

なお、奨学寄附金は、同封の「納入通知書」をご利用の上、納入通知書に記載してあります指定金融機関及び収納代理金融機関において、ご入金くださいますようお願い申し上げます。

記

1 寄附の目的及び条件

目 的

条 件

2 寄附金額

円

3 研究担当者（講座・研究室 職 氏名）

大学長

様

岐阜市長

奨学寄附金受入決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった下記奨学寄附金の受入れについては、岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 寄附者名

2 寄附金額

円

3 受入予定時期

4 研究担当者（講座・研究室 職 氏名）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

大学長

奨学寄附金交付金交付申請書

岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり奨学寄附金交付金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請金額 円
- 2 申請目的
- 3 研究担当者（講座・研究室 職 氏名）

大学長

様

岐阜市長



奨学寄附金交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました奨学寄附金交付金（研究担当者 / 寄附者）金 円を岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱第8条の規定により交付します。ただし、下記の事項を守ってください。

記

- この交付金は、次の目的を達するため以外に支出してはなりません。
目的：
- 上記交付金の経費に不相当と認められるものがあった場合は、必要な措置を命じ、又は交付金の返還を命ずることがあります。
- 事業の終了時において、交付された交付金の全部又は一部を使用しなかった場合は、減額の変更の承認を受けた上で、これを返還しなければなりません。
- 地方自治法第199条第7項の規定に基づき、岐阜市監査委員が交付金対象事業の経理の監査を行うことがあります。
- 奨学寄附金交付金の関係書類は、会計年度終了後5年間保存しなければなりません。

(あて先) 岐 阜 市 長

教員氏名

公募型助成金等移換申請書

岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり公募型助成金等の移換をしたいので申請します。

記

- 1 移換をしようとする奨学寄附金、備品等の名称
- 2 移換先の研究機関名
- 3 移換金額、備品名等
- 4 移換をする理由

様式第8号(第14条関係)

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

公募型助成金等移換承認通知書

年 月 日付けで申請があった公募型助成金等の移換えについては、岐阜市立
大学奨学寄附金取扱要綱第14条第2項の規定によりこれを承認します。